１　有料老人ホームを設置する場合

１　事前協議（建物建築等に着手する前：開設の1～3年前程度）

* 県長寿社会課（有料老人ホーム担当者）に電話連絡（下記お問い合わせ先参照）し、日程調整のうえ、来庁してください。
* 事前協議では、(1)設置図面の確認、(2)設置届の説明、(3)その他の確認を行います。

(1)　設置図面の確認

設置図面の確認の結果、有料老人ホーム設置運営指導指針（以下、「指導指針」という。）に適合しない項目について、図面の変更を依頼することがありますので、図面の変更に対応できる時期に事前協議を行います。事前協議のあと、図面の変更があった場合は、来庁又はメール等で最終図面の確認を行います。

　　　(2)　設置届の説明

　　　　　　設置届及びその添付書類の説明を行います。

(3)　その他の確認

　　　市街化調整区域（佐賀市・鳥栖市・基山町）に有料老人ホームを建築する場合、都市計画法での手続き（開発許可・建築許可等）が必要ですので、下記都市計画担当課まで必ず事前協議をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 建築する場所 | 都市計画担当課 |
| 佐賀市 | 佐賀市役所建築指導課 |
| 鳥栖市及び基山町 | 佐賀県庁都市計画課 |

なお、都市計画法での許可申請（開発許可・建築許可等）が必要な場合、許可申請前に、県長寿社会課に設置届を提出していただく場合がありますので、県長寿社会課との十分な事前協議をお願いします。また、必要に応じてその他関係する機関（県建築住宅課等）との十分な協議をお願いします。

２　設置届提出（開設の３か月前まで【厳守】）

　　　上記１の(2)で説明した書類をすべて提出してください。

※3か月前までに書類が提出されなかった場合、また、一部の書類が未提出となっている場合、受理が遅れてしまうこともありますので、提出期日は厳守してください。

３　設置届の修正

　　　県が提出された書類の内容審査を行います。内容審査の結果、書類の修正等が必要な場合、県から修正を依頼しますので、修正したものを再提出してください。なお、一度で修正が完了しなかった場合は、複数回にわたり修正依頼をすることとなり、多くの時間がかかることになりますので、複数人による確認を行うなど、修正漏れのないようにしてください。

４　設置届の最終提出（開設の2週間前）

　　　書類修正の完了をもって、最終提出とします。なお、最終提出後も、軽微な修正等を依頼することがあります。

５　設置届の受理（開設の1週間前から前日まで）

　　　県が設置届を受理します。法人あてに受理通知をお送りします。受理通知は再発行しませんので、施設内で適切に保管してください。